

第 3 1 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和5年1月10日

第3 1回農業委員会（総会）

令和5年1月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- | | | | |
|-----|--|----|--|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名 | | |
| 第 2 | 報告第1号 | | |
| | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）… | 3件 | |
| 第 3 | 報告第2号 | | |
| | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… | 5件 | |
| 第 4 | 報告第3号 | | |
| | 農地変更届出について（報告）… | 3件 | |
| 第 5 | 議 第1号 | | |
| | 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… | 3件 | |
| 第 6 | 議 第2号 | | |
| | 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… | 1件 | |
| 第 7 | 議 第3号 | | |
| | 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… | 3件 | |
| 第 8 | 議 第4号 | | |
| | 草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… | 1件 | |
| 第 9 | 議 第5号 | | |
| | 土地改良事業参加資格者の交替の申出につき、承認を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… | 1件 | |

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	10 番	中島 紀昭
11 番	小川 雅嗣	12 番	横江 吉美	13 番	中村 好明
14 番	堀 裕子				

・会議に欠席した委員

9 番 木下 範明

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 和夫	2 番	吉川 眞史	3 番	田村 捨要
4 番	中西 真由巳	5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂
8 番	中川 正平	9 番	杉江 日出男	10 番	葛原 孝博

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長 相井 義博 参事 服部 英亜 主任 宇野 耀

農林水産課

主査 古田 実那

事務局長

皆さま、あけましておめでとうございます。

さて、今年の干支は、「癸卯」で、意味を調べますと、「これまでの努力が花開き、実り始めること」といった縁起のよい年とされていました。

今年は、24期の結びの年でもあります。全国的に農地・農村にかかる問題は、久しく困難を極めるところでございますが、委員各位の熱意と行動力のもと、本市農業施策の推進のため、引き続き、ご尽力賜りますよう、お願いいたします。

では、定刻となりましたので、只今から第31回農業委員会総会を開催いたします。

インフルエンザ、並びにコロナウィルス感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行います。

また、庁舎内でのマスク着用を基本とし、休憩後、行政委員会室への入室時には、再度アルコール消毒を行っていただきますよう、お願いします。

なお、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、お願いいたします。

本日、9番 木下範明委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長

それでは、農業委員会憲章の唱和を、小さな声でお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。それでは、会長よろしくお願いいたします。

会長

あけましておめでとうございます。昨年はいろいろとご協力をいただきましてありがとうございました。委員さんの任期も半年程となりました。みなさま引き続きよろしくお願いいたします。

会長

ただいまから、第31回 草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これをご了承願います。

会長

それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則

第18条第2項の規定により、議席番号1番 山元泰宏委員、議席番号12番 横江吉美委員以上の兩人を指名いたします。

会長 次は、日程第2報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。
今月の届出は、3件です。議案書は、2ページでございます。

番号1番と2番は、関連する案件です。

番号1番は、届出人が露天駐車場及び住宅敷地の一部として、本人が所有する東矢倉一丁目地先の登記地目田、現況雑種地1筆552㎡を転用されようとするものです。

届出地は、既に露天駐車場として利用されており、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

届出地は、住宅地に取り囲まれ、水田の取水が困難になったことから、しばらく畑地利用されておりましたが、農地法の不知から許可を得ずに造成し、これまで駐車場として利用されてきました。

顛末案件であるため、造成工事等はありません。

周囲は、宅地・田であります。田について転用届受理済みでありますことから隣地承諾を得なければならない農地はありません。

番号2番は、届出人が宅地として、本人が所有する東矢倉一丁目地先の登記地目田、現況宅地1筆18㎡を転用されようとするものです。

届出地は、既に届出人住宅敷地の一部となっており、田の様相を呈していないことから、顛末書を添付のうえ届出がなされました。

届出地は、報告第1号の番号1番の隣接地であり、番号1番と同時期に造成され、宅地の一部として利用されてきました。番号1番の届出人との関係は、兄弟でございます。

なお1番と同様、顛末案件であるため、造成工事等はありません。

周囲は、宅地・田であります。田について転用届受理済みでありますことから隣地承諾を得なければならない農地はありません。

番号3番は、届出人2者が駐車場、及び庭（敷地の一部）として、各々が

所有する下笠町地先の登記地目田、現況雑種地1筆264㎡登記地目畑、現況雑種地1筆74㎡計338㎡を転用されようとするものです。

届出地は、10年程前に届出人が農地法の不知から許可を得ずに造成し、届出人宅の駐車場、及び庭として利用されていることから、顛末書を添付のうえ、届出がなされました。

顛末案件であるため、造成工事等はありません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、2番は12月21日付、番号3番は12月6日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第1号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番から5番までの案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、5件です。議案書は、3ページから4ページでございます

番号1番は、市内で不動産業を営む譲受人が公衆用道路として、譲渡人の所有する青地町地先の田1筆3.13㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出人は、令和4年4月1日に農地転用届出受理通知を受け、分譲住宅を造成されましたが、当該転用届出の範囲外の農地を誤って造成されてしまったことから、顛末書を添付のうえ届出がなされました。

顛末案件であるため、造成工事等はありません。

隣接地は、田・道路であり、田の所有者は届出人であることから、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号2番は、市内で不動産業を営む譲受人が分譲住宅として、譲渡人の所有する追分二丁目地先の田1筆500㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、南側の市道の道路高と合わせるよう、約50cm程度の盛土を行われます。

高低差が生じる北側、東側には土留めとして擁壁を設置されます。

雨水排水については、土地に勾配を付けて、南側側溝へ向け放流されます。

隣接地は、田・宅地・道路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

次に番号3番は、清掃用品レンタル業を営む譲受人が露天駐車場として、譲渡人の所有する東矢倉一丁目地先の地目田、現況畑1筆672㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、南側の既存の駐車場より乗り入れされる計画で、約90cm程度の盛土を行われます。

東側、北側、西側には、土留め工として擁壁を設置されます。

雨水排水につきましては、土地に勾配を付け、南側水路へ放流されます。

隣接地は、宅地・田であり、田については、農地転用届出済の土地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号4番は、滋賀県内で不動産業を営む譲受人が共同住宅として、譲渡人3名が所有する新浜町地先の畑4筆計596㎡地目畑、現況雑種地8.73㎡地目畑、現況宅地342㎡総計946.73㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、法の不知により一部造成済みであるため、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

届出地は、最大70cm程度盛土をおこなわれます。

土留工として、南側、西側には擁壁を設置され、北側、東側はコンクリートブロックを敷地境界に設置されます。

雨水排水につきましては、敷地の北側、南側にU字溝を設置し、東側の道路側溝へ排水されます。

隣接地は、宅地・雑種地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号5番は、譲受人が事業用地として、譲渡人の所有する下笠町地先の田1筆1,086㎡を贈与にて取得し、転用されようとするものです。

届出人の関係は、親子です。

届出地は、現況地盤高のまま、土地の締固めを行い、事業用地として提供される予定です。

雨水排水は、浸透式とされます。(水路側に向かって土地に勾配があり、浸透を超えた水の処理は可能)

隣接地は、水路・宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、2番は11月29日付、番号3番、5番は12月21日付、番号4番は12月8日付にて専決規定に基づき、それぞれ局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第2号を終わります。

会長

次に、日程第4報告第3号「農地変更届出について」番号1番から3番までを議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第3号農地変更届出について説明いたします。

この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとするものです。今月の届出は、3件です。議案書は、5ページです。

最初に番号1番は、届出人が、本人が所有する青地町地先の田1筆1,993㎡のうち北側337.7㎡について変更届を提出されました。

畑地利用される箇所については、20cm程地上げをされる計画ですが、周囲は、道路、宅地、自己所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

畑とされた後は、自家消費用に野菜を栽培される予定であります。

次に番号2番は、届出人が、本人が所有する矢橋町地先の田1筆708㎡

について変更届を提出されました。

既に畑として、野菜を栽培されており、地上げ等の計画はございません。

今後も、自家消費用にトマト、きゅうり、大根、白菜などを栽培される予定であります。

次に番号3番は、届出人が、本人が所有する矢橋町地先の田1筆132㎡について変更届を提出されました。

御自宅を建築された際の残地であり、現在は柿やイチジクの木が植えられております。

そのため、地上げ等の計画はございません。今後も、現状のまま利用される予定であります。

用水の賦課金の請求により、畑地変更の手続きができていないことが分かったことから、今回、届出があったものであります。

以上3件、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はありませんでしたので、番号1番は12月20日付け、番号2番は12月13日付け、番号3番は12月19日付けにて、それぞれ受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手の上、議席番号と氏名を名乗ってから、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

6番 地目変更において、畑と田の違いは何を基準にしているのでしょうか。

事務局 課税上では、土が入れられているかどうか、造成されているかで判断しています。登記地目においては、本人または土地家屋調査士さんが申請して変更することが可能ですので、例えば野菜を育てていれば畑地として登記地目は変更できます。基本は現状に合わせて地目変更しなければならないですが、畑地で使われている登記を調べていくと、田のままのところもあるとは思いますが。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

14番 番号1番の案件ですが、一部だけ畑に変更するというのは登記簿はどのようになるのでしょうか。

事務局 登記簿は基本的に1筆1地目です。不動産の登記簿上は、大半を占めるところになりますので畑にはならず田のままになると思います。

14番 畑として変更されるのは農地法違反になるからでしょうか。

事務局 農地法上は、田も畑も農地なので農地法違反にはならないです。

14番 ではなぜ変更届を出されるのでしょうか。

事務局 畑をされるのに土を入れることになります。その時に地目変更届出がないと、転用しているのか何をしているのかが周囲にはわからないので変更届出をして頂きたいということです。

また、用水の決済金の払い忘れを防ぐのに、確認のためにも変更届をだしていただいているということです。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第3号を終わります。

会長 次に、日程第5議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第1号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、3件です。議案書は、6ページです。

最初に番号1番は、青地町に住まれる譲受人が譲渡人の所有する山寺町地先の畑3筆計319㎡を売買にて取得されようとするものです。

農業規模拡大を図りたいと考えておられた譲受人と、高齢のため耕作が難しくなってきた譲渡人との間で話がまとまり、今回申請に至ったものであります。

作付け計画については、露地野菜および栗や柿の果樹を作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地は、7,292㎡となりますことから、

農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第3号の信託要件については、信託の引き受けによる権利の取得ではないため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第7号の地域調和要件については、取得されます地元の生産組合長の同意も得られており、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号2番は、矢橋町にお住まいの譲受人が譲渡人の所有する矢橋町地先の田1筆2,677㎡を売買にて取得されようとするものです。

農業を廃止されようとしている譲渡人の要望により譲受人との間で話がまとまり、申請があったものであります。

作付け計画については、水稻を作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地は、7,437㎡となりますことから、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第3号の信託要件については、信託の引き受けによる権利の取得ではないため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第7号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

次に番号3番は、野路三丁目地先に住所を有する農地法適格化法人としての要件を満たす法人である譲受人が、譲渡人の所有する矢橋町地先の登記地目田、現況畑1筆39㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、10月の総会で御審議いただきました大規模なイチゴのハウス栽培の計画地の隣接地でございます。当初、譲渡人は当該地を貸し付ける方向で話を進めてこられたそうですが、今回、売却することで話がまとまり申請に至ったものであります。

今回の取得により譲受人の耕作農地は、2,0591.91㎡となりますことから、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件については、第1号の全部効率化要件については、就農相談や営農計画を通じて、取得後において効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、法人形態要件（株式譲渡制限のある株式会社）、事業要件（売上高の過半が農業）、構成員・議決権要件、役員要件の各要件を満たしております。

第3号の信託要件については、信託の引き受けによる権利の取得ではないため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後において耕作に従事できると認められます。

第7号の地域調和要件については、取得されます地元の生産組合長の同意も得られており、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請3件につきまして、添付書類等を確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番委員をお願いします。

1番

12月3日に1番推進委員さんと現地確認を行いました。周囲がすべて畑の場所です。問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番と3番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4 番 2 番と 3 番の案件につきまして 12 月 13 日、4 番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明の通り何の問題もないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。
ただいま議題となっております議第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番から 3 番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番から 3 番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第 6 議第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、1 件です。議案書は、7 ページです。

番号 1 番について説明いたします。

番号 1 番は、離れ（屋）の建築を目的として、申請人が所有する川原三丁目地先の地目田、現況畑 1 筆 304 m²を転用されようとするものです。

申請人は、市内で借り住まいをしている、子の夫婦と同居するため、今回、

離れ（屋）の増築を検討されました。

申請地は、南側の宅地と東側の道路に合わせるように最大で30cm程度盛土されます。

申請地は、申請地内で法面処理を施されます。

東側、西側は高低差がないため、土留め工はなされません、また、北側は既存の擁壁があるため新規工作物はなく、南側の一部にブロックを設置されます。

雨水排水は、申請地西側に素掘り水路を設け、そこから既設の排水パイプに放流され、東側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・宅地・道路ではありますが、田については農地転用許可済みであるため、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に笠縫東小学校、笠縫東こども園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については工事見積書、融資証明書の添付があるため、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

なお、本案件は、次の議第3号、番号3番で説明する案件と同一案件（連名申請）です。

以上、1件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番 12月8日に8番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明の通り何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。

ただいま議題となっております議第2号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第2号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第3号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第3号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、3件でございます。議案書は、8ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、市内で不動産を営む譲受人が、露天資材置場として譲渡人の所有する矢橋町地先の登記地目田、現況雑種地1筆135㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、自社管理の不動産に使用する、大型の草刈り機の置き場として、事務所近傍の申請地を適地として売買交渉し、話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、昭和21年より譲受人である、宗教法人が所有しておりましたが、昭和27年の宗教法人法附則第17条に基づき解散され、財産の処理が十分でなかったことから、今回、当該財産にかかる清算人が譲渡人となり、申請がなされました。

また現況は、既に雑種地化しておりますものの過去の経過が不明であるため、顛末や経過書等添付はございません。

隣接地は、田・宅地・山林であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号2番について説明いたします。

番号2番は、市内で土木建設業を営む譲受人が貸露天駐車場及び貸露天資材置場として、譲渡人の所有する川原町地先の田2筆3,258㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣接地は、令和4年9月に本委員会でご審議いただき、譲受人（個人が法人へ貸）が使用する、露天資材置場及び露天駐車場として造成中であります。

今回は、譲受人の関連会社（法人）が使用する、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として申請されました。（代表取締役が役員として名を連ねる）

申請地を利用される会社は、建設業を主に行っておられ、2012年に設立された、歴史の浅い会社であります。2019年の増資以降、事業を拡大され、県内での仕事が増え、資材や重機を多く確保されましたが、その置場として、まとまった広さの場所が必要とされておりました。

申請地は、隣接地を関連会社が使用するため、相互利用が図りやすいこともあり、露天駐車場および露天資材置場として適地であると判断され、本申請がなされました。

申請地は、50cm程度の盛土を行い、隣接地と高低差が生じないように、法面処理を施されます。

雨水処理については、北西および南東にU型水路を設けられ、そこから北東の水路へ放流されます。

申請地内の配置計画につきましては、申請地西側にバックホー、ロングアームなどの重機など計25台を配置されます。

北側には、砂利や砕石などを、南側には型枠、鋼管などを配置されます。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に新堂中学校、笠縫東こども園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、通帳写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、当案件は滋賀県農業会議の諮問案件であり、3,000㎡を越える転用許可申請であることから、1月13日に県農業会議審議委員による現地調査の後、1月19日の常設審議会の諮問案件となっていることを申し添えます。

次に番号3番について説明いたします。

番号3番は、借受人が離れ（屋）の建築を目的として、貸渡人が所有する川原三丁目地先の地目田、現況畑1筆304㎡を使用貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

申請人の関係は、親子です。

本案件は、議第2号、番号1番と関連する案件になります。

借受人は、市内で仮住まいをされており、今回増築される離れ（屋）に居住される予定です。

造成計画、排水計画、隣接同意、農地区分等につきましては、先の説明どおりでございます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上3件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします

4番

12月19日現地確認を行いました。事務局からの説明の通り何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番と3番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番

2番の案件につきましては、7月17日に8番推進委員さんと現地確認を行いました。3番の案件につきましては、12月8日に8番推進委員さんと現地確認を行いました。何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願い

いたします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第3号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第3号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第8議第4号「草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課

草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）について申請内容を説明させていただきます。この変更内容は、用途変更となっておりますが、用途変更とは農業振興地域内の農用区域、いわゆる青地といわれます区域の除外とは異なり、青地のままで目的を田から農業用倉庫などを建てるための農業用施設用地へ変更するといったいわゆる軽微変更といわれるものでございます。では、お配りさせていただきました資料をご覧ください。

今回、軽微変更を行います土地の所在は南山田町〇〇〇〇および〇〇〇〇ならびに〇〇〇〇—〇でございます。当該地につきましては、現況が畑となっております。軽微変更する面積は3筆を合計しまして、1,230㎡のうち145㎡となっております。申請者は青果物を中心とした農業事業の展開に取り組んでおられ、当該地で農作業を行う従業員の作業用駐車スペースお

よび農業機械・器具の保管場所を確保するため、当該地の一部を農業用施設用地として用途区分の変更を行うものです。

以上、簡単ではありますが、草津農業振興地域整備計画の変更についての説明を終わらせていただきます。

会長 以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

7 番 現地確認等はされるのでしょうか

事務局 事務局としてお答えさせていただきますと、軽微変更なり、除外が終了したときには必ず農地転用申請が出されますので、その際には委員さんの確認書を頂いてその後現地確認をさせていただいております。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第4号「草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第4号「草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第9議第5号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて」事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第5号土地改良事業参加資格者の交替の申出につき、承認を求めることについて説明させていただきます。

今月の申出は2件です。議案書は、10ページ、11ページです。

土地改良法第3条第1項第2号により、貸借地の土地改良事業の参加資格者は、耕作者（借人）とされており、所有者（貸人）へと交替する場合は、農業委員会へ申出していただく必要があります。

また、当該申出があった場合には、農業委員会は土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づき、承認するか否かを決定しなければならないとされています。

番号1番は、経営移譲のため、12月の総会において父親の〇〇〇〇さん所有の全農地を子の〇〇さんに使用貸借にて貸し付けられました。

そのため、土地改良事業の参加資格者は、借人である〇〇さん（子）に変更されたのですが、一方、〇〇さん（父）は以前から改良区の役員を務められており、引き続き、役員を務めていただく必要があることから、所有者として参加資格を得られようとするものです。

番号2番は、新資格者は現資格者である法人の代表取締役でございます。個人が所有する農地全てを法人に貸し付けておられます。

今般、〇〇〇〇さんが改良区の役員に就かれる予定であるものの、法人そのものは参加資格者（＝改良区の組合員）にはなり得ても、役員にはなれないため、個人に参加資格を戻されるものです。

以上2件、添付書類等確認いたしました。不備等なく考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

（質問・意見なし）

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております

議第5号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて」賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長

挙手全員であります。

よって、議第5号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて」は、原案どおり承認されました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時40分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和5年1月10日

会 長 中野 隆史 _____

署名委員 山元 泰宏 _____

署名委員 横江 吉美 _____